



## Pickup Law News

## 2019年10月から消費税が増税！契約書はどうか？

### 増税に関して契約書の対応は必要？

7月21日に参議院選挙が終わり、予定されていた消費税増税は10月1日から実施されそうです。



**消費税が8%から10%に増税するにあたって、契約書の確認も必要**です。

表示の方法に応じて、対応を確認します。

※正確には、消費税率が6.3%から7.8%に、地方消費税が1.7%から2.2%となり合計して8%から10%となりますが、今回は「消費税」と記載します。

### 税抜表示

#### 〇〇円（税別）

このような記載方法を**外税表示**といいます。

たとえば契約書で代金の記載が「100,000円（税別）」とされている場合です。

この場合、**増税後は何ら問題なく110,000円を請求することができます。**

なお、対消費者との関係では総額表示義務がありますが、ここでは事業者間における取引を前提にご説明します。

### 税込表示

#### 〇〇円（税込）

このような記載方法を**内税表示もしくは総額表示**といいます。

たとえば契約書の代金の記載に「108,000円（税込）」とされている場合です。

この場合、増税後に110,000円を請求することができるのでしょうか。

108,000円（税込）という表示は、100,000円に消費税8%分である8,000円を足して請求していると考えるのが自然です。

となると、消費税が増税されるとすれば、**100,000円に消費税10%分を足した110,000円を請求できると解釈するのが合理的な解釈といえる**と思われます。

もともと契約書の文言解釈で揉めることはありえるため、いずれでも解釈できるような文言は避けるべきであり、無用な争いを避けるためにはこの後の「対策」でご説明するような条項を定めるべきでしょう。

### 消費税転嫁対策特別措置法

ちなみに、**増税分の請求に対して「税込価格表示であるから」という理由のみで増税分の請求に対して応じない行為**は、合理的な理由がない限り「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法において禁止されています。

消費税転嫁対策特別措置法の対象となるのは、



特定事業者の特定供給事業者に対する行為であり、それぞれ下記のように定義づけられています。

#### 特定事業者

- ・大規模小売事業者
- ・特定供給事業者から継続して商品または役務の提供を受ける法人事業者

#### 特定供給事業者

- ・大規模小売事業者に継続して商品または役務を供給する事業者
- ・資本金等の額が3億円以下である事業者
- ・個人事業者等

資本金3億円以下の中小企業が継続して取引先法人に商品または役務提供をする場合はこれに該当するので、増税分の請求に応じない場合、同法の定めを指摘することも考えられます。

## 対策

すでに契約書を締結している場合には、**10月1日までに覚書などで契約書の変更手続を行う**ことが考えられます。

首相は参院選直後に「今後10年間はさらなる増税は必要ないと思っている」といった発言をしていましたが、今後新たに結ぶ契約については、さらなる消費税の変更の可能性を考慮して対策を検討してもよいでしょう。

具体的には、税抜表示とするか、「税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする」といった条項等を追記する方法が考えられます。

## 最後に

消費税の増税については、軽減税率の点や契約によっていつから増税後の消費税が適用されるのか等について複雑な対応が求められます。

具体的な対策は顧問の税理士などにも相談されることをおすすめします。



### 弁護士 壹岐晋大

1986年山口県生まれ。企業法務に取り組み際には、『経営者と同じ方向を見る』という姿勢を一貫しており、企業の『考え方』を共有し、『目標を達成』することを大切にしています。

## NOTICE 電子契約サービスを導入いたしました！

たくみ法律事務所では、電子契約サービス「クラウドサイン」を導入いたしました。

弊所と顧問契約や委任契約を締結していただく際には、ブラウザ上で簡単に契約締結手続を済ませることができ、印鑑や直筆の署名は不要です。

電子契約を活用することにより、紙で契約締結手続を行う際にかかる印紙代、郵送費、印刷費、保管にかかるコスト等削減することができるとともに、契約書の紛失や改ざんのリスクを最小化することができます。

クラウドサインによる契約締結をご希望される場合は、弊所の弁護士や事務員にお気軽にお申しつけください（もちろん、紙での契約書締結手続も引き続き行っております。）

## たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] https://www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通三丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

■地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

■天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

■JR・モノレール小倉駅：徒歩5分 平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・労働問題（雇用契約書、就業規則、未払い残業代被請求、問題社員対応、解雇等）
- ・契約法務（契約書作成、リーガルチェック、契約解除等）
- ・知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）
- ・不動産問題（賃料滞納、明渡請求、賃料増減額交渉等）
- ・景品表示法（景品提供、不当表示等）
- ・債権回収（督促、訴訟、差押え、損害賠償請求等）
- ・会社法務（設立、定款作成、株主総会、取締役会、組織変更等）
- ・倒産（破産、再生等）



# CLIENT INTERVIEW

## 株式会社天光社

総務部部長 竹末様

マーケティング部販促企画課課長 田村様

当事務所の顧問先である「株式会社天光社」総務部部長の武末明様と、マーケティング部販促企画課課長の田村幸子様と、たくみ法律事務所を顧問弁護士として選んだ理由や顧問弁護士の活用方法を伺いました。



訪問した中で一番印象がよかったのが  
たくみ法律事務所の先生方でした。

顧問弁護士の必要性を感じた理由を教えてください。

社内で景品表示法への問題意識が高まったことがきっかけです。

また、社員が160名程度にまで増えていることから、労務問題に対する意識もありました。

たくみ法律事務所を顧問弁護士として選んでいただいた理由を教えてください。

顧問弁護士を探すにあたって、まずインターネットを検索して福岡市内で企業の法律問題を取り扱っている法律事務所をいくつかピックアップしました。

訪問した3つの法律事務所の中で、質問に対して誠心誠意、法律的な見解を明確に述べてくださったたくみ法律事務所の先生方が一番印象が良かったためです。

どのように顧問弁護士をご活用いただいていますか？

各部門から質問が上がってきますので、主に私が窓口になって澤戸先生に質問をお送りしています。

景品表示法であれば広報、労務問題であれば人事から質問が上がってきて、それを澤戸先生にメールでご質問することが多いですね。

先生からご回答をいただいたら、必要な情報をメールで関係者に共有しています。

当事務所を実際に利用していただいた感想はいかがでしたか？

とにかく対応が早いので驚いています。

ご回答の内容も非常に詳しく、かつ法律的な見解をかみ砕いた表現で説明してくださるので、とても助かっています。

## クライアント PR

株式会社天光社は1955年に柳川市で創業した葬儀社で、現在は、福岡・関東・岐阜・関西に葬儀場を展開しており、主に福岡は「天光社」ブランド、関東・岐阜・関西は「千の風」ブランドで出店しています。全国にある式場数は、2019年6月末時点で42式場です。各式場ではイベントやセミナー、事前相談、式場見学等を行っておりますので、是非一度式場へお越しください。

### Client Date

【所在地】福岡県福岡市南区大橋1丁目20-19 朝日ビル大橋5階  
【Web】<https://1000kaze.jp/tenkousha/>